

保護者のみなさま

貝塚市立中央小学校
校長 山竹 昌郁**暴風・大雨警報発令時における臨時休校措置について**

平素は、学校の教育活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年 5 月 2 9 日より気象庁が発表する防災気象情報の名称が新しくなり、災害ごとに「レベル」の数字が付くなどの変更がなされました。

これに伴い、本校における臨時休校措置の基準を下記の文章及び右記の対応表の通り整理いたしました。ご確認くださいませようよろしくお願いいたします。

記

◎ **暴風警報や大雨警報、特別警報について**

- 1、暴風に関して、午前 7 時現在、貝塚市に「暴風警報」または「暴風特別警報」が発令されている時、中央小学校は臨時休校になります。（※暴風や大雪などの情報には、新制度でもレベルの数字は付きません。右表【非常変災時における臨時休校判断基準（暴風、波浪、大雪、暴風雪）】参照）
- 2、大雨に関して、午前 7 時現在、貝塚市に「警戒レベル 3 相当の大雨警報」または「警戒レベル 4 相当の大雨危険警報」が発令されている時、中央小学校は臨時休校になります。
（※大雨以外の「レベル 4 土砂災害危険警報」「レベル 4 氾濫危険警報」等が発令されても、休校にはなりません。右表【非常変災時における臨時休校判断基準（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）】参照）
- 3、午前 7 時現在、貝塚市に「警戒レベル 5 相当の特別警報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮のいずれか）」が発令されている時、中央小学校は臨時休校になります。
- 4、午前 7 時から午前 8 時 25 分（始業）の間に上記の休校措置をとる警報等が発令された場合も、臨時休校となります。まだ児童が家にいる場合は、そのまま自宅待機（休校）としてください。すでに学校に着いている児童につきましては、学校で安全に待機させますので、保護者の方はお迎えをお願いします。
- 5、午前 8 時 25 分の始業後に暴風警報または大雨警報が発令された場合は、原則として下校の措置をとりますが、下校の方法・時刻については、天候の状況等実情に応じて判断し、児童を下校させます。tetoru（テトル）や中央小メール（ツイタもん）、ホームページでお伝えしますので、ご確認ください。
- 6、気象の急変に伴い、気象庁より大雨危険警報あるいは特別警報が発令された場合についても、同様の措置をとります。

●情報は、テレビ・ラジオ・インターネット等で得るようお願いいたします。

【気象庁 HP】<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

臨時休校については tetoru（テトル）や中央小メール（ツイタもん）、ホームページで配信いたします。

【非常変災時における臨時休校判断基準（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当 (黒色)	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
	休校となります	休校となります	休校となります	休校となります
警戒レベル 4相当 (紫色)	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
		休校となります		
警戒レベル 3相当 (赤色)	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
		休校となります		
警戒レベル 2 (黄色)	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			

- ・警戒レベルに5段階の数字と、色設定（表の左）を導入
- ・従来の警報は警戒レベル3に相当し、警戒レベル4（危険警報）が新設

【非常変災時における臨時休校判断基準（暴風、波浪、大雪、暴風雪）】

	暴風	波浪	大雪	暴風雪
特別警報	休校となります			
警報	休校となります			
注意報				

- ・暴風警報発表時は、従来通り休校（暴風警報に警戒レベルはなし）